平成２２年（フ）第７４号
釧路市駒場町12番27号
債務者　末岡　研二
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第７８号
釧路市堀川町４番33号　Ｔ＆ＴＳ101号
債務者　亀ケ澤良二
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第８４号
北海道厚岸郡厚岸町宮園３丁目５番地
債務者　加藤　重正
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１１号
静岡県富士宮市淀師619番地の４
債務者　鈴木　理香
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第５２号
静岡県富士市広見西本町３番　雇用促進住宅広見２号棟406号、前住所静岡県富士市比奈1150番地の１　ひめなみさき101
債務者　渡邊　利徳
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第７１号
静岡県富士市広見東本町52番１号　富士市営住宅吉原団地３号棟第304号、前住所静岡県富士市伝法1752番地
債務者　中川　茂秋
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第８３６号
横浜市都筑区北山田１丁目12番９―402号
債務者　羽田　明則
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４９号
川崎市高津区久末496番地　県営住宅９―202
債務者　堀　　眞琴
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２５６号
愛知県安城市城ヶ入町欠間21番地50
債務者　重岡雄一郎
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月24日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７０２号
横浜市南区別所２丁目25番19号
債務者　福井　尚人
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８４６号
神奈川県藤沢市本鵠沼２丁目９番27―105号
債務者　相澤　理恵
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０９号
横浜市鶴見区馬場５丁目17番38号　レオパレス鶴見第10―102号室
債務者　花谷ルミ子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６０６号
大阪府東大阪市小阪２丁目15番14―704号
債務者　中村　純子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第１５５号
札幌市豊平区月寒東２条12丁目９番16号
債務者　吉田　有紀
1　主文　当裁判所が平成22年３月３日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の住所につき「札幌市東区北10条東15丁目１番10号コーポレスポアール206号」とあるのを「札幌市豊平区月寒東２条12丁目９番16号」と更正する。
2　決定年月日　平成22年４月13日
札幌地方裁判所民事第４部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第１０２８０号
大阪市中央区北久宝寺町４丁目２番10号
破産者　パズ・ジャパン株式会社
1　破産債権の届出期間　平成22年５月10日まで
2　一般調査期日　平成22年７月12日午後３時30分
平成22年４月13日
大阪地方裁判所第６民事部